

# 「国体論」の形成と展開

— 『新論』の主張を媒介として —

工 藤 豊

## 一 国体論の特徴

本稿で取り扱う「国体論」とは、思想的には、特に明治維新以降の国家主義的側面、すなわち日本が「万世一系の天皇によって統治されている他に類をみない優秀な国柄」を持つという点を強調する際の概念内容<sup>(1)</sup>を対象とする。すなわちこの場合の「国体」とは、古代以来継統している天皇制を背景とした日本の歴史的優秀性を背景として、「永久不滅の天皇主権に基づく天皇統治の正統性を称える思想」を意味する用語といえる。したがってこの思想は、「天皇制」の存在と、その制度が「古代以後永久不滅である」という二点を不可欠の要素として持ち、それらの要素を、明治憲法において定めると同時に、国民教育の理念として示された「教育勅語」の中核的観念として国民精神の形成に大きな影響を与え、特に一九三〇年代以後は軍部や右翼の政治的関与や軍国主義的専制体制形成の根拠とされた思想へと展開していくものとして捉えうる。

この思想がどの程度の社会的影響力を持つことになったかについては、例えば一九三〇年代の「天皇機関説事件」から「国体明徴運動」<sup>(2)</sup>に至る経過や結果を見るだけで確認できよう。大正期に入って二度にわたって行われた護憲

運動や普選運動と並行して大正時代に登場したいわゆる「大正デモクラシー」の風潮は、議会中心の立憲体制による統治を基礎づける思想動向として定着していた。そうした議会主義・自由主義の動向に対抗し、昭和に入ってから、特に満州事変（一九三一年）以後に、そうした思想傾向を排斥しようとする軍部、官僚、右翼団体により、美濃部達吉等に代表される「天皇機関説」を「国体に反する反逆思想」として攻撃し政治問題化させたのが「天皇機関説事件」である。その天皇機関説批判を中心として展開されていたいわゆる国体明徴運動（一九三五年以降）は、同年の八月と十月の二回に渡る政府の「国体明徴に関する政府声明」によって下火となり、さらにその二年後に文部省によって出された『國體の本義』によって完結したといえる。その結果として立憲主義・議会主義も終了を迎え、天皇中心、あるいは天皇中心を掲げる軍部中心の専制体制形成に実質的に結び付いていったと把握できるし、日本国民の価値観の中心として、大きな拘束力を持つようになったといえよう。<sup>3)</sup>

そうした過程に示されるように、「国体論」とは天皇を中心とした祭政一致体制、あるいは祭政教一致を建前としてアジア・太平洋戦争前の統治内容の正当化のために最も大きな力をふるった主張であると考えられる。そしてそうした意味での「国体」の捉え方を確立したものととして本稿で対象とするのは、後期水戸学の代表的思想家のひとりであり、著書『新論』において国体明徴運動などにおいて中核となった「国体」観の出発点を示した<sup>4)</sup>と思われる会沢正志斎の主張を取り上げ、その思想内容がそのような経過で『國體の本義』などの規定に結実していったかを確認したい。

## 二 『新論』の構造と主張

### 1 『新論』執筆の背景

会沢正志斎は、いうまでもなく後期水戸学を代表する思想家の一人であり、幕末の尊王攘夷運動に大きな影響を与えた思想家の一人として挙げられる。天明二（一七八二）年に生まれ、寛政三（一七九二）年、一〇歳で後期水戸学を代表する思想家である藤田幽谷に師事する。そして寛政十一（一七九九）年、彰考館の書写生となるが、ラクスマンの根室来航の報に接して幽谷と共にロシアの南下政策に関心を寄せ、享和元（一八〇二）年に『千島異聞』<sup>72</sup>を著すなど、外国事情への関心を高めていた思想家である。

本稿で対象とする『新論』が書かれたのは文政八（一八二五）年であり、前年の水戸藩領への英国人上陸事件を受けてのことであると同時に、同年に幕府が発布した、外国船の追放や上陸外国人の捕縛・殺害を命じた「異国船打払令」にみられる政策目的を念頭に書かれたものであるといえる。

当時、いわゆる外国船の到来が『新論』執筆前後の時期までにどのような経緯で生じていたかの代表的事例を概観すると次のような順序になる。

一七九二…漂流民大黒屋光太夫一行の返還と共に通商を求めたラクスマンが老中松平定信との間に通商交渉の約束を交わす。

一八〇四…漂流民津太夫一行送還の名目でレザノフが長崎に来航し、正式な国交樹立を迫るが約半年間出島付近に留め置かれ成就せず。

一八〇六―〇七…レザノフの部下のフヴォストフが一八〇六年に樺太の松前藩の番所を、翌年択捉他を襲撃。

一八〇八…英軍艦フエートン号が長崎に蘭船と偽って入港し、オランダ商館員を捕えて食糧・飲料水を要求。

- 一八一一… 国後島測量中のロシア軍艦乗組員を松前藩が捕え、ロシア側も高田屋嘉兵衛らを抑留（一八一三年に両者を交換）
- 一八一八… 英人ゴールドンが浦賀に来航し、通商を要求。幕府拒否。
- 一八二四… 英国捕鯨船員が常陸大津浜に上陸し、薪水を要求し、水戸藩が捕える。
- 英国捕鯨船員、薩摩宝島に上陸し、略奪行為を行う。
- 一八二五… 「異国船打払令」が發布される。

この後も、日本に来航する外国船は後を絶たないが、それに対する幕府の対応は、一八三〇年代には「異国船打払令」の順守で推移するが、四〇年代に入るとそれが撤回されて外国船の要求する薪水等の提供も認められる。しかしそうした変更にもかかわらず一八四〇年代の対外姿勢は、オランダ使節コープスの開国の勧告等があっても鎖国政策が維持され、一八五三年、五四年の米軍人ペリーの軍艦を率いての来航によりようやく開国に転換することになる。こうした経緯からみて『新論』執筆に至るきっかけは、一八世紀末以降数年ごとにもたらされるようになった外国船来航の報に接して外国への興味と共に脅威感を募らせていたことを背景として、特に前年の英国捕鯨船員の水戸藩領への上陸と、彼らに対する審問の筆談役として関与した経験を直接のきっかけとして、今後予想される外国の脅威にいかに対応すべきかを主張しようとしたものといえるであろう。

### 三 『新論』の構成と内容

『新論』は前文を含めて全体として六章からなり、「国体 上中下」「形勢」「虜情」「守禦」「長計」によって構成されている。量的には「国体」が全体の約三分の一を占め、主に天孫降臨以後の日本の歴史を顧みながら国の根本的な在り方としての「国体」の内実が検討されているが、国体の概念と内容を考察しているのは主に上であり、中は「武（軍事力）」を考察の中核としながら国内および周辺地域との関係について、さらに下では国体を維持す

るに足る経済・産業のあり方の歴史的変遷等に触れたものとなっている。そうした分量比と構成から、国体概念の内容については、特に「国体 上」が中心となっている。その後「形勢」では当時の世界全般の情勢について、「虜情」では、日本にとって脅威となりうる諸国の動向について、「守禦」ではいかにしてそれら諸外国の脅威から日本を守るか、そして「長計」では国体を維持するための長期計画についてそれぞれ語られている。

## 1 『新論』の構想

『新論』は次のような文言で始まる。

謹んで按ずるに、神州は太陽の出づる所、元氣の始まる所にして、天日之嗣、世宸極よよを御し、終古かむ易らず。固より大地の元首にして、万国の綱紀なり。誠によりしく宇内に照臨し、皇化の暨およぶ所、遠邇あることなかるべし。しかるに今、西荒の蛮夷……敢へて上国を凌駕せんと欲す。何ぞそれ驕れるや。(8)

ここには、日本は世界の中で太陽が昇り大地の大元にあたる位置にあり、天皇が永遠に統治している国であって世界全体を支配すべきであるにもかかわらず、西洋列強はその日本を支配しようとしている、との現状把握が示されている。そしてそうした列強の進出にみられる現状に対して「深患大過をなすものにあらず」(五一頁)と安易に考えている者に対する批判と共に会沢自身の考える対処のための提言が示されることになる。

## 2 国体の内実

その際、「国体」に関する考察から始まるのは、後述するように、列強の進出の際の脅威の源泉を軍事力の強大さと共に、キリスト教という宗教が持つ思想的・精神的影響力に観ているからであり、そのキリスト教の批判と否

定を通じて世界の中心であるべき日本が持つ思想的・精神的優位性を示す目的があったと思われる。したがって「国体」の章は、日本が「大地の元首にして、万国の綱紀」(五〇頁)であつて「天胤、四海に君臨し、一姓歴史として未だ嘗て一人も敢へて天位を覬覦するものあらず」(五二頁)という「優位性」を明示する目的を持つことになる。その目的のために示される日本の国のありようは次のようになる。

昔者、天祖、肇て鴻基を建てたまふや、位はすなはち天位、徳はすなはち天徳にして、以て天業を経綸し、細大のこと、一も天にあらざるものなし。徳を玉に比し、明を鏡に比し、威を劍に比して、天の仁を体し、天の明に則り、天の威を奮ひて、以て万邦に照臨したまへり。天下を以て皇孫に伝えたまふに迨んで、手づから三器を授けて、以て天位の信となし、以て天徳に象りて、天工に代り天職を治めしめ、然る後にこれを千万世に伝へたまふ。天胤の尊きこと、嚴乎としてそれ犯すべからず。(五二頁)

ここで述べられていることは、日本国の統治のあり方は天祖たる天照大神が徳のあり方などと共に定め、三種の神器を皇位継承の証拠として与え、それによつて天皇統治の正統性を万世に伝えた、という内容を持つ。これは端的に「国体、以て神聖、忠孝を以て国を建てたまへる」(五一頁)と表現されているが、さらに神器の中の鏡については「これを視ること、なほ吾を視るがごとくせよ」(五二―五三頁)という形で継承されているが故に、天祖から託された統治を通じて徳を継承していくことが、天祖への孝と敬とによつて天祖の在り方を継承することで成し遂げられることになる。こうした把握によつて、君臣の義と父子関係における親のあり方を体現するものとしての忠孝の内実が示され、天祖が定めた徳の内容として継承されていくことになる。

こうして、天皇が天祖を祀ることと天皇が民を統治することが同一である（祭政一致）ために、天祖と天皇との関係がそれ以後の君臣関係、更に父子関係へと敷衍されていく構造が確定されることになる（五四―五六頁参照）。ここで示された関係は、統治体制が神武天皇の建国後、崇神天皇による再統一から天智天皇に至る天皇親政体制以後の紆余曲折を経て武家政権に代わっても基本的には変化していないことが以下のように示される。

豊臣氏は匹夫より起りて、禍乱を平定し、閔白を以て天下に号令し、土地人民を一に統べて、以て帝室を翼戴す。東照宮踵いで興り、専ら忠孝を以て基を立て、遂に二百年太平の業を成す。……時を以て天下の国主・城主を帥ゐて京師に朝す。天皇褒賞して、官を授け爵を賜ふ。（六一三頁）

つまり、実質的に統治を担当している武家であっても、徳の体現者としての天皇の存在を尊重し、その下で天下の土地と人民とを統一的に統治しているのであり、その在り方は、天皇親政が敷かれていた古代から、摂関政治や院政の時代を経て移行した武家政権である徳川幕府においても変わっていないことが示されている<sup>(9)</sup>。天皇を中核としたそうした天皇を中核とした国の統一的な在り方が国体の在り方を特徴づけるといふ会沢の考えが明白に示されている。

### 3 国体への脅威とそれへの対応

もちろんそうした「天祖が定めた徳」に基づく国のあり方（国体）が純粹かつ普遍的に守られてきたわけではなく、「異端邪説、相踵いで作り、巫覡の流あり、浮屠の法あり、陋儒・俗学あり、西荒耶穌の説あり、及び他の化を淆り俗を傷る所以のものは、枚挙するに勝へざる」（六五頁）状況が存在してきた。その影響は必ずしも国全体

に及ぶものではなかったが、執筆当時会沢が特に危険視していたのが右記のさまざまな精神的・思想的脅威の中でも「キリスト教」である。

西荒の戎虜じゆうりよに至つては、すなはち各国、耶穌の法を奉じて、以て諸国を吞併し、至る所に祠宇かみきを焚燬し、人民を誣罔ぶもうして、以てその国土を侵奪す。その志はことごとく人の君を臣とし人の民を役するにあらざれば、すなわちあまた嫌らざるなり。(六八頁)

このように会沢は、列強が他国・他地域の侵略手段として「耶穌の法（キリスト教の教え）」を掲げて迫りくる状況を指摘し、そうした動きが直接日本に強く及んでくる以前に、それに備えることの必要性を説く。そしてそのために必要とされることが先に強調されていた国の統一であり、国体の維持なのである。そしてその維持のために次のことが強調される。

国の体たる、それ何如ぞや。夫れ四体具らざれば、以て人となすべからず。国にして体なくんば、何を以て国となさんや。しかるに論者まさに言ふ「国を富ましめ兵を強くするは、辺を守るの用務なり」と。今虜は民心の主なきに乗じ、陰ひそかに辺民を誘ひ、暗にこれが心に移さんとす。民心一たび移らば、すなわち未だ戦はずして、天下すでに夷虜の有とならん。…中略…(六九頁)

方今、古を去ること遠しといへども、仰ぐところの至尊は、すなはち儼然として天祖の正胤なり。治むるところの蒼生は、すなはち依然として天祖の愛養したまひしところの裔孫なり。苟しくもよく人心の摩滅すべからざる



ものに因りて、これが教条を設け、神聖の、天下を淬礪さいれいしたまひし所以の意に原もとづきて天に事つかへ先を祀り、本に報い始めに反かまり、因りて以て君臣の義を正し、父子の親を敦くし、万民を橐籥たうよくして、以て一心となさば、豈に甚だなし難からんや。(七〇頁)

ここでは、「四体」を備えない人間が存在し得ないように、国の場合もその重要な構成要素である「民心」の部分が脆弱であつては、仮に富国強兵を実施しても国を守ることは困難であり、そうならないためには天祖の定めた国体の実質を確認し、万民を統一する必要があることが語られている。<sup>10)</sup>

そして次に、「本に報い始めに反」ることの実質として、国体が重視されるべきことを強調する背景の検討のために、敵となるはずの諸国の状況の検討として、「形勢」と「虜情」が語られることになる。

#### 4 形勢および虜情

前記したように「形勢」とは世界情勢を、そして「虜情」とはその中でも特に敵国の状況を意味する。会沢はまず、世界を「中国及び海西諸島国・南海諸島」(東半球)と海東諸国(西半球)とに分けるが、日本が属す東半球ではいまや列強諸国はイスラム教やキリスト教の教えに基づく国家を形成し、軍備増強を背景としていわゆるアジア地域に次々に進出を計るに至つてゐる状況を指摘する。<sup>11)</sup> その中で日本は次のような状況下にある。

神州は四面皆海にして、号して天險となせり。今、西夷は巨艦大船に駕し、電奔すること数万里、駛すること風かぜ廳ひょうのごとく、大洋を視て坦路となし、数万里の外も直ちに隣境となす。四面皆海なれば、すなはち備へざることなし。向に所謂天險なりしものは、すなはち今の所謂賊衝なり。…中略…(九〇—九一頁)

各国皆すでに南海の諸島を併せ、海東の地を呑みて、大地の勢、日に侵削に就けば、すなはち神州のその間に介居するは、たとへば独り孤城を保ち、隣敵、境を築き、日にまさに偏せまらんとするの勢のごときなり。故にその殊に擯しりぞけざるを得ざるものは、鄂羅ロシアに若くはなし。(九三—九四頁)

従来自然の要害となっていた日本の周囲の海は、列強が巨艦を操るようになってからは、それを駆使して海を自由に動き回れるがゆえに外敵が侵入する要路と化している、との指摘のもと、東半球の列強の中でも特に十八世紀以来積極的に南下政策を実行しているロシアを最大の脅威とみなしている。<sup>(12)</sup> こうした現状把握に立って次に「虜情」が問題とされるが、その内容は前記した「キリスト教の布教を手段とした侵略」という意図の指摘に集約された。したがってまず言及されるのはキリスト教の悪逆非道さであり、それに対する対応である。

夫れ彼（キリスト教：筆者）の所謂教法なるものは、邪僻淺陋にして、固より論ずるに足るなし。然れどもその婦は易簡にして、その言は猥瑣、以て愚民を誑誘し易く、巧言繁辭、天を誣しひて以て天を敬すとなし、人道を滅裂して、以て倫理を睨そとるとなす。……故に世の異を好む者は、道聽途説して、士大夫といへども、また、往往にして沾染くちんせんを免れざる者あり。……故に人の国家を傾けんと欲せば、すなはち必ずまづ通市に因りてその虚実を窺ひ、乗ずべきを見ればすなはち兵を挙げてこれを襲ひ、不可なればすなはち夷教を唱へて、以て民心を煽惑す。……人の民を誘ひ人の国を傾くるを以て、胡神の心に副ふとなし、兼愛の言を仮りて、以てその吞噬どんぱいを逞しくす。

つまり、キリスト教の教え自体に自分たちが学ぶべき内容はないにしても、「士大夫」と呼ばれる知識層ですら惑わされてしまうほどの思想的・精神的な影響力を持つ「妖教を仮りて、もって諸国を顛滅てんめつし、その宇内を呑みみてこれを尽さんと欲する、日たるや久し。すなはちその喜怒、すでにすでに数百年の前に定まれり」（一〇二頁）として、西洋諸国が展開してきた侵略のための長期戦略を強調している。右記の引用の後には、日本でも一時戦国時代に布教が試みられたが、踏み絵その他の弾圧政策や島原の乱の鎮圧後の禁令等により一度は排除できた歴史が指摘されている。しかし、また前期の略年表などの経緯を経て、近年はまたロシアやイギリスなどが日本を窺うようになっていて、といった状況が指摘され、さらにそうした脅威を軽視する「偷安の徒（目先の安楽のみを求める者）」や「庸俗（凡庸な人物）」らは、民心がキリスト教にとらえられ、それらの「民は胡神のために死を致」（九五頁）のような事態を想像できず、もちろん対処もできないことが批判されることになる。<sup>13)</sup>

そうした彼我の情勢分析を経て、対策の第一歩が「虜情を審らかにするに在る」（一〇六頁）ことを指摘して「虜情」の章が終了し、国防を論じる「守禦」とその長期計画である「長計」へと移ることになる。

## 5 守禦と長計

会沢は、国防を語るにあたってまず「和戦の策」を定める必要を主張する。その観点からすれば、幕府による「異国船打払令」の発布は、「攘夷」という「戦」を定めた政策決定にあたるため、それを受けて「守禦の策を陳べ」ることになる。そして国防の実質を挙げるために会沢が挙げるのは、第一に「内政を修む。……土風を興すなり、奢靡しやびを禁ずるなり、万民を安んずるなり、賢才を挙ぐる」（一〇八頁）といった諸方策であり、現状改革の方向性として綱紀肅正や「賢才を挙げ、限るに門流を以てせず」（一一〇頁）を範とするように、身分を越えた人材の登用などが提言されている。そして第二に「軍令を飭ととのふ」ことで「驕兵を汰するなり、兵衆を増すなり、訓練を精に

するなり」(一一一頁)という三項目の指摘によって、列強の軍備内容から見れば質的に衰退した「武」の再興のための政策が提言されるが、これには第三の「邦国を富ます」という主張との関連を指摘できる。すなわち、武を代表する形で邦国を統治する諸大名は「率<sup>おほむ</sup>ね怠傲驕奢にして、誅求常なく、財を用ふるに制なく、以て自ら貧困を致す」(一二三頁)ような状況にあり、徳目としても、武の観点からも似つかわしくない存在に変じており、およそ武士としての覚悟を持って外敵がもたらす困難をのりこえ得る存在ではなくなっていることが軍備の衰退と関連することになる。ここにそれらを背景とするそれぞれの「邦国」の弱体化からの転換と再建の必要性を会沢がみていることが読み取れる。<sup>(1)</sup>さらにそうした武士と地方の疲弊を念頭に置いた場合、第四に指摘されるのが「守備を頒つ」ことの必要性である。衰退した邦国にバラバラに防衛を委ねる形では、海路を用いて日本全国のどこへも来航可能となった外敵には十分に対応できないだけでなく、従来のように江戸や長崎にのみ防衛力を集中させては効果的な防衛も不可能となるからである(一一三―一四頁参照)。

そうした考察の結果、「内政修り、軍令飭<sup>しつ</sup>ひ、邦国富み、守備班<sup>わか</sup>たば、すなはち天下のよろしく釐<sup>りかく</sup>革すべきところのものは大綱挙れり」(一一四―一五頁)と結論付けられ、具体的方策として「屯兵を設く」「斥候を明らかにす」「水兵を繕ふ」「火器を練る」の四つが挙げられている。つまり、海岸線に兵を配置して防衛するに当たって屯田兵の制度を設けること、異国船を探查し発見する体制を構築し、「よろしく邦国に賦して、巨艦を興造せしむ」(一二二頁)ことによって海軍を整備し、同時に「大いに巨礮<sup>きよぼ</sup>を鑄造し、士卒をしてよく用法に通曉せしむるにあらざるよりは、すなはち以て天下の気を壮んにするなくして、所謂利器なるものも、また以て国を守るの用となすに足らざるなり」(一二五―一二六頁)という提言に行き着く。ここに示されている「海軍構成」等に関わる諸政策は、現実には『新論』執筆後二〇、三〇年経過後の幕末期に採用・着手されることになるが、それらの諸政策や

具体的な政策内容が「守禦」において示されている場合には、述べられている提言内容は「天下の氣」といった精神的側面の鼓舞を目的とした内容と並んで示されることになる。そうした精神的側面への言及ないし重視は、「今や攘夷の令は天下に布かれ、天下羞惡の心に困りて、以て大義を天下に明らかにし、天下向かふ所を知れり。固よりよろしく感情激励、日夜相勸勉し、智者は謀を献じ、勇者は死を致して、大いに振起作興するところあり、速やかに驕虜を駆除して、以て大義を天地に立つべきなり」（一三二—一三三頁）といった主張において示されるのは、この後の「長計」でも同様である。

この「長計」とは、語義としては「目的達成までの長期計画」となると思われるが、この節の内容としては、神武以来の日本の歴史を踏まえて、今後永遠に続く国体護持のための思想とそれに基づく実践を考察したものと把握でき、したがって初めに展開された「国体」の部分との内容的な重複を指摘できる。それは特に国体観の普遍化を背景とした民心を含む国内の統一に関する次のような主張にある。

夫れ我に一定の略ありて、以て夷狄を御せば、すでに以て民志を一にするに足れり。……成を久遠に期するものは、千万世を達観長視して、不拔の業を立て、皇化を宣布するにあらざれば、すなはちなす能はざるなり。この故に慶賞威罰は、一時を鼓動する所以にして、典礼教化は永世を綱紀する所以なり。故に曰く「善政は民これを畏れ、善教は民これを愛す」と。（一三九頁）

『新論』の冒頭に「（国体観を共有すること…筆者）億兆心を一に」することの重要性が説かれていたが、「皇化を宣布する」こととの関連で「民志を一にする」こととの強調は「長計」の段階でも繰り返されている。そしてそのた

めの「典札教化」の強調など、精神的側面の重要性への言及という構成はこの「長計」部分でも指摘できる。こうした観点は言うまでもなくキリスト教と共にもたらされる脅威への対抗という目的に基づくものである。その脅威とは「戎虜狡黠うさろくにして、頗る大経を立つるに似たるものあり。左道を執りて以て民心を蠱す」(一四三頁)という形でもたらされるものであり、そうした民心の乱れとそれに対抗するには、次のような状況の実現が必要となる。

聖人は祀礼を明らかにして、以て幽明を治め、死者をして憑よるところありて以てその神を安んぜしめ、生者をして死して依よるところあるを知つて、その志を忒たがはせざらしむ。民、すでに天威に畏敬悚服しよふくすれば、すなはち天を誣あざむふるの邪説あざむに誑あざむかれず、幽明に歉然けんぜんたるなければ、すなはち身後の禍福に眩くらまされず。報祭祈禳ほうさいしんじょうし、上、その事に任じて、民、上に聴かば、すなはち君を敬すること天を奉ずるがごとく、遠きを追ひて孝を申ぶ。

(一四三—一四四頁)

「虜情」でも指摘されていたように、士大夫ですらそのキリスト教の教えに惑わされるに加え、「民の利を好み鬼を畏るるは、その情の免るる能はざる」(一〇四頁)以上、キリスト教のような救済を説く教えは、一般庶民にはより容易に受け入れられやすいはずであり、統治者側としてはそれを前提として、政策として民衆の教化を行う必要がある。天皇が天祖を祀り、それを範として人々が祖先を敬うことによつて継承されてきた天祖による徳の順守と、それを受け継ぐ天皇への敬と考とを身につけた民衆の教化を図る必要があることが指摘されている。それに基づいて会沢が明らかにしようとするのはやはり日本の国の在り方である。

夫れ神州は大地の首に位す。朝氣なり、正氣なり。……朝氣・正氣はこれ陽となす、故にその道は正大光明なり。人倫を明らかにして以て天心を奉じ、天神を尊んで以て人事を尽し、万物を發育して以て天地の生養の徳を体す。夷狄は四肢に屏居し、暮氣なり、邪氣なり。暮氣・邪氣はこれ陰となす、故に隱を索め怪を行ひ、人道を滅裂して、幽冥の説をこれ構ず。(一四五頁)

右記の引用最初の部分は日本が世界で最も重要な地位を占め、人倫を明らかにし天神を尊ぶことを通じて世界を生氣に満たしているのに対して、(日本が首であるのに対して) 身体の手足部分にあたる外国は全く逆の存在であることが指摘されており、日本の位置づけは『新論』の冒頭から「国体」にかけて述べられていたことと同一の内容になる。そしてさらに、諸外国の意図を次のように指摘する。

彼(諸外国…筆者)は今、大いに非望を逞しくし、必ず威を以て夏を變じ、正道を漸滅し、神明を汚辱し、天を欺き人を罔ひ、人の民を傾け、人の国を奪ひて後に己まんと欲す。……戎狄の道息まざれば、すなはち神聖の道明らかならず、神聖の道明らかならざれば、すなはち戎狄の道息ます。彼を變ぜざれば、すなはち彼に變ぜらる。……いづくんぞ正を掲げて詭を息め、以て害を永世に除かざるを得んや。(一四六頁)

この段階で諸外国は、単に日本と異なり、あるいは日本に劣っているだけではなく、存在のあり方として日本と正反対であり、食うか食われるかの争いを運命づけられている存在として位置づけられている。それゆえに日本人である限り、そうした認識と志を持つべきとされることになる。

その志を持してその業を広くするは、務めて国体を明らかにするにあり。大下たいげんに循したがひ今古を一にし、博広悠久にして以て夏・夷に照臨し、細戈くわしほの名に循ひてこれを実にするは、兵を足らす所以なり。瑞穂の名に循ひてこれを実にするは、食を足らす所以なり。忠孝を明らかにして以て天下を淬礪さいれいするは、民をしてこれを信ぜしむる所以なり。(一四七頁)

兵(軍事力)と食の確保はそれぞれ国の安全と生活の確保につながるが、それらを背景として成立する民衆の支持は、日本においては国体のあり方に示される天皇 $\parallel$ 為政者への忠孝を媒介として成立することを宣言しているのは「国体」の章と同様であり、最終的には次のようになる。

天下、国土の神もまた皆天祖に統べらるるを知る。これ天皇すでに天に事へ先を祀り、考を申べ民を愛する所以の意を挙げたまひて、天下とこれを同じくするなり。この意あれば、必ずこの礼あり。ここを以て民日ひびにこれに由り、告げずして暁さり、語らずして諭り、おのおの忠をその事ふるところの君に輸いたして、以て俱に天朝を奉載す、民の志ここにおいてか一なり。(一五〇頁)

さらに続けて、徳川幕藩体制の下での在り方を示す。

天祖は洋洋として上に在り、皇孫は紹述して、黎庶を愛育し、大將軍は帝室を翼載して、以て国家を鎮護し、邦



君はおのおの疆内を統治し、民をして皆その生を安んじて寇盜を免れしむ。今、邦君の令を共み、幕府の法を奉ずるは、天朝を戴きて、天祖に奉ずる所以なり（一五三頁）

この引用部分に、『新論』において示される国体の在り方が明確に示されていよう。『新論』の冒頭においても、日本は太陽神である天照大神が基本的な在り方を定め、その子孫である天皇によって統治される「神の国」である、との把握から始まっていた。最後の「長計」においても繰り返されるそうした把握に由来する国のありかたは、記神話に基づく日本建国の原理が、天祖から統治権を受け継いだ天皇が行う天祖を祀る祭祀と群臣や民衆を含む臣民たちが実践する天皇への忠誠との一致によって定められるものであり、幕府が天皇に忠誠を尽し、諸大名が幕府の法に従う構造もそうした国のありかたを反映していたことを指摘している。<sup>(16)</sup>

以上の『新論』の内容から、ここで述べられていた「国体」とは、天祖によって定められて以後継続する万世一系の皇統を基軸とするという伝統的な国家体制と、その体制が持つ気風や内実が他の国家体制に比して明確かつ優越的な威信を持つ、という思想と集約される。その思想内容が幕末から明治以降においてどのように継承され、確立されていたかが次の問題である。

#### 四 国体論の確立

『新論』から三十数年後、文久元（一八六一）年に起稿され、二年後に完成した論考に『大帝国論』がある。著者の竹尾正胤は三河出身で平田篤胤没後の門人として国学を学び、二八歳の時に発起して、漢学者の中華観や洋学者の西洋崇拜を批判する論考として天皇中心主義を前面に出して『大帝国論』を執筆している。<sup>(17)</sup>

その中で竹尾は、まず地球上には「帝国」を称している国が日本を含めて六つあることを指摘し、全体の半分以上を使って西洋四カ国および中国の歴史を紹介したのちに、その歴史に現れる建国及びそれ以降の国家運営の経緯や正統性、統治の安定性などを検討したうえで、日本を除いてはいずれも「偽帝国」であると断定する。それに対して日本は次のように規定されている。

爰に、わが 大皇国の 天皇命すめらみことと申し奉るは、戎国の国長どもが僭号せる皇帝の類にまし坐まさず、実に、一地球上の 物天皇になむおはし坐しける。……天照大神、高木神の神勅に「葦原瑞穗国者、吾子孫可<sub>レ</sub>王之地、皇孫就而治焉。宝祚之隆、当下与<sub>二</sub>天壤<sub>一</sub>无窮<sub>と</sub>矣」<sup>(19)</sup>と詔り給へり。

この「一地球上の 物天皇」という表現は「地球全体の天皇」という意味と捉えられるために、日本以外の五カ国が、帝位篡奪の繰り返しや血統の卑しさ、皇統の不連続、歴史の短さなど、様々な理由によってその正統性を否定されるのに対し、日本の天皇（制）の至高性と優越性を強調する結論として示されている。その理由はいうまでもなく、神である天照大神が天孫（瓊瓊杵尊）に対して葦原瑞穗国を統治する資格と権限とを天地と共に極まりないものとして認めたところにある。

こうした皇統の成立に基づく天皇の優越性、世界の中心・始原としての位置づけ、そして正統性の根拠といった内容に関しては、『新論』における位置づけと基本的に変わりはなく、同時に本居宣長以来の国学の伝統が再確認されているといつてよい。相違点を指摘するとすれば天孫降臨の際に従ってきた廷臣の不易さへの言及はあっても、武家政権などに対しては、「武臣逆臣の大<sub>いた</sub>く 朝廷を蔑如し奉り事有りと雖も、未だ自立して皇帝と称せる事を聞

かず」(51五二六―五二七頁)として、実質的な政權移行の事実等よりは天皇統治の一貫性のみを強調している点にある。これは、竹尾の「国学」的要素が、『水戸学』にありえた儒教・朱子学などからの影響を排していることに基づくといえるかもしれない。そうした国学以外の思想・学問の否定は次の最終結論部分に明確である。

神代の本伝、古史旧典に顕然くして、皇統連綿たる事、天地无窮に大座し座し、廷臣の堂々たる事、万代不易に榮え給えり。我が徒、其古伝を尊みて、是を規矩とし、其古轍をふみて、是を準繩とし漢梵の異端を糾し、洋夷の邪道を退け、帝国の真帝国たる故を明らかに示さむとす。(51五二八頁)

ここでは儒・仏・洋学等への否定的評価が明確であるが、それらの主張は『新論』が西洋諸国の具体的行動やキリスト教の持つ思想的・教説的特色等の考察を背景としていたことと比較すれば、単に記紀に記された日本の歴史と本質とを知らないが故に儒・仏・洋学等の主張には価値がない、とされているのみで記紀の内容への検討があるわけではない。その結果、「大皇国に生れたらむ者は……わが天皇命は、国土一体の惣天子に大ましまし、皇国は、則、万国の祖国、君上国なる事を仰ぎ奉り……身命の限り、朝廷につかへ奉る可し」(51五二〇―五二二頁)といった形で日本人の心構えを強調することに終始することになる。

こうした天皇制および天皇への高い評価とその根拠は、明治以降では一八九〇年に明治天皇の名で発布された近代日本の教育方針である「教育ニ関スル勅語」でも前提とされている。それは「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ」という部分に明らかであり、同様に前記した『國體の本義』においても「大日本帝国は萬世一系の天皇皇

祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が萬古不易の國體である。而してこの大義に基づき、一大家族國家として億兆一心聖旨を奉體して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が國體の精華とするところである」という表現に受け継がれているといえる。<sup>24)</sup>

こうした幕末以後、昭和初めの『國體の本義』に至る過程での國體観は、例えば『新論』の「國體」の確立と維持のために上中下の順に取り上げられていた「民心の統一」「軍事力」「經濟・産業」のうち、民心の統一のための手段という側面が中心となっていく過程が見て取れる。『新論』自体においても、「民をしてこれ（忠孝の道德を確立する：筆者）に由らしむべくして、これを知らしむべからず。もし夫れ民をしてこれに由らしむ所以のものを論ぜば、すなわち曰く礼のみ」（二四七頁）としている点などを考えれば、祭礼重視や祭政一致と、それを成立させる道德的ないし精神的側面の重視に結び付く観点が「國體」観の中心となっていく過程を読み取ることができよう。そしてその過程は、『新論』から『大帝國論』において明確化された「万世一系の皇統」の卓越性への帰依を「教育勅語」を基礎とした國民教育の過程を通じて『國體の本義』における確認によって明確化した過程と捉えることができよう。それは「神國日本」という内容において近代日本のナショナリズムの確立に影響し、一九三〇年代以降の戦争体制につながっていったと捉えることができる。

天皇の代替わりや憲法改正が政治的課題となる昨今において、そうした國體の觀念の内容が、用語自体が死語と化す一方で、どのように扱われるかについて、その経過を注目していきたい。

#### 註

(1) こうした内容は、後述する『國體の本義』において示された内容をもとにし、一九四三（昭和十八）年発行の『國史概説』の中でも明示されているが、もちろんそれとは別に政治学・法律学上の概念としての「國體」概念も存在し、それは、主

権の帰属の在り方によつて国家体制・統治体制を区別する目的で用いられる用語でもある。一般的にそうした政治学的概念としての国体は、君主制・貴族制・共和制等に大別して使用されるが、日本の特殊用語としては、本文中の「永久不滅の天皇主権」という内容と共に「君臣すなわち天皇―臣民間の特別の『家族的結合』の基礎となる感情的・感性的関係」という内容も包含して用いられている。その意味で、「国体論」には、「政治体制・統治様式」にかかわる側面と「国民が共有する」精神的あり方を中心とする国家観と、いう二側面を含むことになる。また、後述する、一九三七年に文部省が発行した『國體の本義』には、「國史に於ける國體の顯現」で取り扱う項目として、「國史を一貫する精神」「國土と國民生活」「國民性」「祭祀と道德」「國民文化」「政治・經濟・軍事」などの項目を取り上げること、で、「国体」とは右記の二要素に限定される問題ではなく、それを規定する要素が多岐に渡っていることを前提としている。ただし、その諸項目に示されるのとおり、思想的・精神的要素の重視は明らかである。

(2) 国体明徴運動とは、蓑田胸喜らの「原理日本社」を中心とした帝大肅清運動などに始まる思想弾圧事件の一面を指す事である。例えば一九三三年の滝川事件などを発端とし、翌年美濃部達吉、末弘巖太郎等の著書を治安維持法、出版法違反、不敬罪で告発（結果は不起訴）に至るなどの一連の事件であり、一九三五年の「国体擁護連合会」を中心とする動向とその影響の全体を指す。

(3) 例えば北一輝は、『国体論』と云ふ羅馬法王の忌諱に觸る、ことは即ち其の思想が絞殺さる、宣告なり。政論家も是あるがために其の自由なる舌を縛せられて專制治下の奴隸農奴の如く、是れあるがために新聞記者は醜怪きわまる便佞阿諛の幫間的文字を羅列して恥ぢず。是れあるが為に基督教も仏教も各々墮落して偶像教となり以て交々他を国体に危険なりとして誹謗し排撃す（北一輝『北一輝著作集』第1巻、「國体論及び純正社會主義」みすず書房、二〇九頁）と述べて、国体論とはそれに反する思想を「絞殺」する規範であるとして、戦前期における「国体」に関連する思想が持つ日本人の精神を拘束する力の大きさを表現している。いうまでもなくそうした力は「大日本帝國憲法」と「教育勅語」の發布以後、約半世紀にわたる教育の成果といえる影響力の大きさに基づくものであり、一九二五年の「治安維持法」の制定後、「国体の変革」に繋がる行動は十年以下の懲役（後死刑）に処するといふ規定の登場後、法的にも国民を拘束する規範となったとみることができる。

(4) 井上哲次郎は『國民道德論』の中で国体という概念は中国の古典の中にも見ることができていることを示唆している（増訂版、三省堂、一九一九、三六頁以下参照）し、それに加えて世界に類を見ない日本独自のあり方であり、他に比して特に優越している、等の観点については、外来思想である儒教の影響を否定し、それらの思想の影響下でない『古事記』の内容を全面的に肯定する国学との思想的関連をも考えるべきであらう。その意味で国体論の思想的出発点を会沢に限定することに

ついては異論がありうるが、幕末以後の体制転換の後、明治期の政体形成において確立した体制規範の出発点、という政治過程的要素も加味して本論においては会沢正志斎の『新論』を出発点に選んだ。

- (5) 「水戸学」自体は第二代藩主水戸光圀によって開始された『大日本史』の編纂を目的に集まった学者らによって形成されたものを指し、さらに「後期水戸学」とは、水戸学の中でも立原翠軒・藤田幽谷等の人物を出発点とするものとされるが、一般的には天保八（一八三七）年、第九代藩主徳川斉昭の弘道館設立以降を中心として、古事記・日本書紀などの建国神話を基に「道徳」を説き、そこから日本固有の秩序を明らかにしようとした点に特色を持つ思想として集約できる。同時に藤田東湖起草の「弘道館記」の中に四字熟語としての「尊皇攘夷」（尊王攘夷）の語がはじめて用いられている点などに、幕末の倒幕運動への影響の背景を見出すことができる。そうした「改革」を主張しようとする側面は、例えば藤田幽谷が「丁巳封事」において農村の荒廃などの危機的状況への対処として軍事力を背景とした藩政の構築を主張した点などにも見て取ることができるし、『新論』の内容の中にも指摘することができる。もちろん、国史編纂事業の性格上、儒学を始めとして史学、神道を含む多様な学問系統を含み、さらに「国体」に関する内容からは儒学自体とは相容れないはずの国学からの影響をも含むものであり、学問体系としては多様な学問・学派からの影響を受けた折衷的内容を持つものと把握すべきであろう。

- (6) 後期水戸学という場合、天保期における国学からの影響を背景とした思想的転換なども指摘される。その場合、藤田東湖が水戸斉昭の名前で執筆したとされる『弘道館記述義』などがその代表者としてあげられる。したがって、本稿で対象とする「国学」との関連における後期水戸学の代表的思想家としては藤田東湖と会沢正志斎などが想定できる。

- (7) この書は会沢が二〇歳の時に著したものであり、千島列島へ進出しようとするロシアの歴史を、前野良沢らの洋学者の翻訳書（『魯西亜本紀略』等）、あるいは林子平などの経世家らの著作（『海国兵談』等）を基にして書いたものである。『新論』を書いたのはその時から二〇年以上を経ているが、そのはるか以前から西洋事情に関する関心と知識を持っていたと考えられる。

- (8) 『日本思想体系53 水戸学』岩波書店、一九七三、五〇頁。（以下、『水戸学』からの引用は本文中にページ数のみを記す）  
 (9) 徳川御三家に仕える立場からも、武家の中でも「大將軍は帝室を翼戴して、以て国家を鎮護して、邦君はおのおのの疆内を統治し、民をして皆その生を安んじて寇盜を免れしむ」（一五三頁）といった表現で徳川幕藩体制が国体を守ってきたことを強調し、「世神聖の沢に浴して、以て今日に至るまで、幕府の法を奉じ、邦君の仁を仰」（一五七頁）ぐと述べて、幕藩体制下において水戸藩につかえる藩士としての立場を明確にしている。

- (10) 前記したように、徳川幕府の成立によって「天下の土地人民、その治は一に帰」（六三頁）したにもかかわらず、その統

治下で「昇平すでに久しければ、すなはち倦怠随て生」（同頁）じており、「凶荒には備なきも、これを恤おぼふるなく、姦民横行する」（同）ような状況に当時の日本があり、諸外国（キリスト教）の脅威が現実となる状況が眼前にあることが指摘されている。そうした把握も会沢の危機感の現れである。

(11) ここで会沢が対象としている東半球における列強（志尊）とは、古来からの中国を含めとムガル、ペルシヤ、トルコ、ゼルマニヤ（神聖ローマ帝国）、ロシア等になる（九〇頁）が、それらの諸国の内、ゼルマニアはすでに実質を失い、フランス・スペイン・スウェーデン、イギリスなどの強国に分かれていることにも言及されている（九三頁）。そして後述するように、最も脅威を感じているのはロシアである。

(12) 特にロシアが敵視されるのは、先に触れた『千島異聞』以降、ロシアのピョートル大帝以降の勢力拡大の实情をかなり正確に把握していたことが背景としてあると思われる。それらを踏まえて、直接的な中国侵略は不可能なので日本を支配下において手段として使い、中国の東南地方を攻略させながら、他方で満州から北京を狙っている、という把握によってロシアへの危険視が成立している（九一―九二頁参照）。こうした把握内容は、開国までの経過を見る場合ロシアへの過大評価という側面への指摘に結び付く（吉田俊純『水戸学の研究』明石書店、二〇一六年、二二九―三三〇頁参照）が、『千島異聞』執筆自体の経過や十八世紀末以降の日本近海への来航の中心がロシア（と英国）中心であったことなどを考えれば、やむを得ない側面もあり、その後の日清・日露戦争期のロシアとの関係を考えると、先見の明を指摘することも可能と思われる。

(13) 『水戸学』一〇〇―一〇五頁参照。会沢はここで、外国の力として知っておくべきこととして、彼らの持つ船が商船にも軍艦にもなりうる装備を持つこと、中国を狙う過程での戦略的目標としての日本の位置などの条件、あるいは日本が長期にわたって戦争を経験していないために、勝利はおぼつかないこと、等を指摘している。

(14) ここに指摘された「貧困化」は、参勤交代制により領地で生産された財貨や地方の人材が江戸に集められて浪費され、地方の「野は荒れ民は散じて、国貧ならざるを得ん」（二一―二三）ことにも関連する。そうした指摘から、幕末期における幕藩体制の問題点の指摘やそれへの批判も含まれることになる。

(15) 同じく日本の国あり方の優位を解く立場であっても、諸外国のことを十分に知ることが困難であった十八世紀半ば以降の国学的立場では、ここまでの諸外国への否定的評価は示されていない。「戎狄」といった儒教的表現を用いての諸外国への批判的言辞からすれば、国学との相違は「儒教的思考」の有無に基づくといえるかもしれない。また、会沢自身は晩年の安政年間に執筆した「讀直日靈」「讀葛花」などにおいて本居宣長の著作内容を検討し、同時に国学批判を展開している。

(16) こうした主張内容からすれば、会沢の主張する国体論は幕藩体制を維持する立場に立つが故に、幕末におけるような「倒

幕」に繋がるものではないと理解できる。しかし、尾藤正英氏は、「尊王攘夷をスローガンとする政治運動が全国に展開するに至り、水戸学はこの運動に理論的根拠を与える役割を果たし……吉田松陰も……書簡の中で『尊王攘夷の四字を眼目として……其の長ずる所取るようにすべし。本居学と水戸学とは、頗る不同あれども、尊攘の二字はいづれも同じ』と記し、本居宣長の国学と並べて、水戸学を尊王攘夷の思想を代表するものとみなしている」（『日本の国家主義——「国体」思想の形成』岩波書店、二〇一四年、二三九頁）と指摘して、水戸学が倒幕思想に転じる背景を指摘している。

(17) いわゆる幕末期の国学では、橘守部などが述べるように、人間すべては「君に仕る」存在であり、同時に人間が行うすべてのことが「天皇への事」とみなし、天皇の存在を一神教の創造神に当たるとき存在としてみなし、天皇の絶対性と中心性を強調している。こうした傾向は幕末期の国学に共通して強くみられる傾向といえよう。（『日本思想体系』51 国学運動の思想』岩波書店、一九七一年、「侍問雑記」五二頁等を参照）

(18) アジアでは日本と支那の二国であり、ヨーロッパでは独逸・都尼格・魯西亞・仏蘭西の四方国を入れ、計六カ国が「皇帝」にあたる存在のいる「帝国」となる。

(19) 『日本思想体系』51 国学運動の思想』、竹尾正胤、「大帝国論」、五二二頁。以下、引用は本文中⑤の後にページ数のみを記す。

(20) 文部省編『國體の本義』一九三七、九頁。

(21) これに続く「我が國の政治は、上は皇祖皇宗の神靈を祀り、現御神として下萬民を率ゐ給ふ天皇の統べ治らし給ふところであつて、殊に當るものは大御心を奉戴して輔翼の至誠を盡す」（『國體の本義』一五頁）という部分も、天皇親政体制の宣言と共に国民全体がそれを報じ、守るべきことが強調されていくことになる。